

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

日時：平成30年10月9日（火）

14:00～16:00

場所：中央合同庁舎第5号館

3階共用第6会議室

1 開会

2 議題

(1) 審議事項

①食品添加物の指定等について

- ・アルゴン（指定可否、規格基準の設定）
- ・イソブチルアミン、イソプロピルアミン、sec-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン、2-メチルブチルアミン（指定可否、規格基準の設定）

②食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・アシノナピル（新規の国内登録申請）
- ・ランコトリオンナトリウム塩（新規の国内登録申請）
- ・チモール（新規の国内承認申請）

(2) 報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・アクリナトリン（適用拡大申請・暫定基準の見直し）
- ・テブフェンピラド（適用拡大申請・暫定基準の見直し・インポートトレランス申請）
- ・プロベナゾール（魚類への基準値設定依頼・暫定基準の見直し）
- ・ジフルベンズロン（暫定基準の見直し）
- ・ベタメタゾン（暫定基準の見直し）
- ・モランテル（暫定基準の見直し）

(3) 文書による報告事項等

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・1, 3-ジクロロプロペン（適用拡大申請）
- ・アシベンゾラル S-メチル（国内再登録申請）
- ・キノメチオナート（適用拡大申請）
- ・シメコナゾール（適用拡大申請）
- ・トリフルミゾール（適用拡大申請）
- ・ピリオフェノン（適用拡大申請・インポートトレランス申請）
- ・フルアジホップブチル（適用拡大申請）
- ・フルエンズルホン（インポートトレランス申請）
- ・メタフルミゾン（適用拡大申請）
- ・エトキサゾール（適用拡大申請）

②人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物

質の設定について

- ・ トコフェロール
- ・ ビール酵母抽出グルカン

(4) その他の報告事項

- ・ 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について
- ・ 食品衛生法等の一部を改正する法律の経過について

3 閉会

<食品衛生分科会配付資料>

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 資料 1 | 審議事項に関する資料 |
| 資料 2 | 報告事項に関する資料 |
| 資料 3 | 文書による報告事項等に関する資料 |
| 資料 4-1 | 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について |
| 資料 4-2 | 食品衛生法等の一部を改正する法律の経過について |
| 参考資料 1 | 審議事項 |
| 参考資料 2 | 報告事項 |
| 参考資料 3-1 | 文書による報告事項等-① |
| 参考資料 3-2 | 文書による報告事項等-② |